

質疑書の回答(配布資料に関すること)

平成29年11月14日

業務委託名 業務番号	木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター運転管理業務委託 流29上流第13号の1	
[質 問 事 項]	[回 答]	
1 入札説明書/Page1 1.3/施設概要 水処理6系統供用開始が予定されていますが、契約書別紙15工事予定に平成30年12月稼働予定となっています。業務の発生・契約流入基準値の変更はそれ以後発生するものと考えてよろしいでしょうか。	水処理6系に係る業務の発生、契約流入基準値の変更は、当該施設の供用開始以後に発生します。 なお、平成30年12月稼働を予定していますが工事進捗等により供用開始時期の変更が生じることも予想されます。	
2 入札説明書/Page13 5.4/技術提案書に記載すべき事項/(4) 地域貢献 「*1 府内業者への再委託は、直接雇用を含む」とありますが、直接雇用とは、京都府民を雇用し業務に従事させるとの認識でよろしいでしょうか。またその場合、業務期間中に従事者の死亡、病休、退職、転勤、出産、育児、介護等極めて特別な場合はどのように評価されますか。	直接雇用については、ご質問のとおりです。 当該被雇用者が、やむを得ない特別な事由で異動となる場合は、技術提案書の評価は見直しません。	
3 入札説明書/Page13 5.4/技術提案書に記載すべき事項/(4) 地域貢献 「地元活動への積極的参加」とありますが、地元活動とは具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。	一般的には地域の催事、清掃活動等への参加を想定しています。他に中学生の職場体験学習への協力や、美観向上等のため委託者が発注している以上の頻度で行う草刈り等です。	
4 入札説明書/Page16 6.4/入札参加者が1者のみの場合の措置 「開札の前後に関わらず、入札参加者が1者のみの場合は、入札を中止することがある」	再度公告を行い、入札を実施します。	

質疑書の回答(配布資料に関すること)

平成29年11月14日

業務委託名 業務番号	木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター運転管理業務委託 流29上流第13号の1	
[質 問 事 項]	[回 答]	
とありますが、入札が中止となった場合に落札者の決定方法はどのようにお考えでしょうか。		
5 技術提案書作成の手引/Page7 2.2/技術提案書に記載すべき事項と評価の視点	電力削減以外のものについては、電力削減と別に評価願います。その場合、電力量に換算する必要はありません。	
温室効果ガス削減について電力削減以外のもの(重油・メタンガス発生削減等)の削減評価については、電力削減とは別に評価するのでしょうか。それとも電力量に換算して効果を評価すべきでしょうか。		
6 業務委託契約書(案)/Page12 第30条/業務期間満了による終了	契約書第22条で定める「委託者が選任した第三者機関」です。技術力等を有すると委託者が認めた機関で、日本下水道事業	
2項に委託者または機関により施設機能の評価を行うとありますが、この場合機関とは具体的に何を指しますか。	団等を想定しています。	
7 業務委託契約書(案)別紙/Page24 別紙2/業務範囲	管路施設の内、マンホール部の段差解消等は突発的な小修繕の対象としています。	
表2-1にある本委託業務範囲に、監視業務として管路施設の巡視点検及び記録とあるものの保守点検業務に管路施設の記載はありません。管路施設は保守点検業務範囲外と考えますがよろしいでしょうか。		

質疑書の回答(配布資料に関すること)

平成29年11月14日

業務委託名 業務番号	木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター運転管理業務委託 流29上流第13号の1	
[質 問 事 項]	[回 答]	
8 業務委託契約書(案)別紙/Page24 別紙2 /業務範囲 表2-1にある調達業務に電力調達は含まない とされています。貴浄化センターが契約を 予定されている条件を教えてください。(契 約先・デマンド値)	<p>契約先は、入札により今後決定します。</p> <p>主たる電力調達の浄化センター分の契約諸元は 受電電圧は高圧6,600V、 契約予定電力量は790kW 年間予定電力量は4,666,400kW/h を予定しています。</p>	
9 業務委託契約書(案)別紙/Page24 別紙2 /業務範囲 貴浄化センターが予定されている電力契約 違約金が発生(デマンド超過等)した場合、 違約金の支払い責任は委託者・受託者のい ずれになりますか。	<p>受託者の故意または重大な過失等によりデマンドを超過した 場合は受託者の負担を基本に考えています。</p>	
10 業務委託契約書(案)別紙/Page65 別紙18/業務委託料の計算方法 ア減額の算定方法で、別の事象で法定基準 未達が年間2回発生した場合、その合計日数 が12日以内である限りは、減額されるのは12 日分の固定費のみですか。	<p>アの規定は月毎の算定方法を示しています。</p> <p>異なる月で発生した場合、合計12日以下の場合(各月12日以 内)それぞれの月で年間固定費×(12/当該年度の全日数)の 減額が発生します。</p>	
11 要求水準書/Page6,7,24 2.3.1 /本委託の業務範囲 表2-1にある業務範囲に、マンホールの保 守業務は記載が無く、また、表2-2にある本 委託に含まない業務範囲に高さ調節工事が指 定されていますが、5.7.1突発的な小修繕には	<p>本業務に含まないマンホール高さ調整工事は表2-2に記載の とおり「道路管理者の指示を受けて～計画的道路工事(舗装の みの工事も含む)～高さ調整工事」です。</p> <p>この記載以外のマンホール高さ調整工事は5.7.1突発的小修 繕の範囲とします。</p>	

質疑書の回答(配布資料に関すること)

平成29年11月14日

業務委託名 業務番号	木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター運転管理業務委託 流29上流第13号の1	
[質 問 事 項]	[回 答]	
マンホール及びその周辺路面などについて、 適正に管理するために必要となる修繕工事 (嵩上げ等を含む)も同様に行うとあります。 業務範囲にマンホールの保守・修繕は含まれ ますか。		
12 要求水準書/Page10, 13 3.2.2/下水流入水質の実績 3.3.2/流入水質に関する基準 下水流入T-N水質の実績において、過去5年 間全て流入契約基準34mg/L以下を上回ってい ます。放流水T-Nの基準値を変更することは 考慮されませんか。	放流水T-Nは地元との協定事項で有り、変更は考慮していま せん。	
13 要求水準書Page13～15 3.3.2/流入水質に関する基準 4.1/放流水質に関する基準 各基準値の有効桁数は表記のとおり整数の ものは整数、小数点1桁のものは小数点1桁と 考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおり。	
14 要求水準書/Page14 4.1/法定基準 表4-1 放流水質に関する法定基準の内、 汚濁負荷量が全ての項目で前回包括時の値を 下回っていますが、なぜですか。	前回包括期間中に当該数値の見直しをした事によります。	

質疑書の回答(配布資料に関すること)

平成29年11月14日

業務委託名 業務番号	木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター運転管理業務委託 流29上流第13号の1	
[質 問 事 項]	[回 答]	
18 要求水準書/Page43～ 別紙6/設備の定期点検予定書	ご質問の機器の点検整備は高額な費用が予想され委託者が発注する修繕工事と区分するため除外しています。	
下記の機器は整備予定が入っていないが、 トラブルなく運転するには不安があります。	点検の内容、緊急度に応じ、見直しについて協議を行うことは可能です。	
点検の見直しの予定はありませんか。		
No. 009 自動除塵機		
No. 109～138 攪拌機、曝気機		
No227, 228, 234, 235, 237 PSA及び減圧ポン プ、酸素昇圧ブロー		
No419 No2しき脱水機		
No435 機械濃縮機		
B系列硝化タンク関連機器		
19 要求水準書/Page43～ 別紙6/設備の定期点検予定書	点検予定書になじまないため記載していませんが、業務内として費用の計上をしています。	
消化ガス発電について、メーカーとの3～ 5カ年包括メンテナンス契約（24時間遠隔監 視サポート契約）の記載がありませんが、業 務契約外でしょうか。		
20 要求水準書/Page43～ 別紙6/設備の定期点検予定書	次回の法定点検はH31年度に予定しています	
液体酸素は4年間の調達が上げられていま すが、定期点検ではH30年度しか対象となっ ていません。法定点検が2年に1度行う必要が あるため、定期点検もそれに合わせる必要 があると思いますが、いかがでしょうか。	定期点検の実施年度は標準的な設定です。 法定点検と合わせて実施して頂くことは可能です。	

質疑書の回答(配布資料に関すること)

平成29年11月14日

[質 問 事 項]	[回 答]
<p>業務委託名 業務番号</p> <p>木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター運転管理業務委託 流29上流第13号の1</p>	
<p>21 要求水準書/Page94</p> <p>別紙11/配置すべき有資格者</p> <p>木津上には小規模ボイラーしかなく、ボイラー技士(二級)は不要ではないか。ボイラー取扱い技能講習修了者でいいのではないのでしょうか。</p>	<p>小規模ボイラーの運転に必要な講習修了者の配置をお願いします。</p>
<p>22 要求水準書/Page94</p> <p>別紙11/配置すべき有資格者</p> <p>床上操作式クレーン運転技能講習修了者を配置するのであれば、小型移動式クレーン運転技能者は不要ではないでしょうか。</p>	<p>設置されているクレーンの運転操作に必要な資格の所有者の配置を願います。</p>
<p>23 要求水準書/Page97</p> <p>別紙13/清掃業務要領</p> <p>厨芥の処理は午後4時以降とありますが、不要ではありませんか。</p>	<p>一般的な業務を想定して要領を定めています。</p> <p>臭気等業務に支障なければ、不要と解して検討願います。</p>
<p>24 その他</p> <p>業務の品質改善のため、当共同企業体ではセンター・ポンプ場内に無線LAN網を整備することを検討しています。これを設置することに許可が得られますか。</p>	<p>無線LAN網の設置は可能ですが、平成25年1月総務省が発行している「企業等が安心して無線LANを導入運用するために」に沿うと共に設置箇所、セキュリティ、扱うデータ等について事前に流域下水道事務所と協議願います。</p>